広報普及業務支援
民間競争入札実施要項

平成２６年１１月

宇宙航空研究開発機構

目次

1.　趣旨 4
2.　広報普及業務支援の詳細な内容、及び、その実施にあたり確保されるべき広報普及業務支援の質に関する事項..... 4
（１）事業の概要 4
（２）民間競争入札の対象となる広報普及業務支援の詳細な内容..... 4
（３）確保されるべきサービスの質..... 7
（４）契約の形態及び支払..... 7
3.　実施期間に関する事項..... 8
4.　入札参加資格に関する事項..... 8
5.　入札に参加する者の募集に関する事項..... 9
（１）入札に係るスケジュール..... 9
（２）入札の実施手続..... 9
6.　落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項..... 11
（１）評価方法 11
（２）落札者の決定 12
（３）落札者が決定しなかった場合の措置..... 12
7.　本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項..... 13
8.　民間事業者が JAXA に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項..... 13
（１）民間事業者が JAXA に報告すべき事項等..... 13
（２）秘密を適正に取り扱うために必要な措置..... 14
（３）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置..... 14
9.　本業務を実施するにあたり第三者に損害を加えた場合における損害賠償..... 17
（１）JAXA による求償 17
（２）民間事業者による求償..... 18
10.　業務の評価に関する事項..... 18
（１）事業の実施状況に関する調査の時期..... 18
（２）調査の実施方法..... 18
（３）調査項目 18
（４）評価聴取等 18
（５）実施状況等の提出..... 18
11.　その他本業務の実施に際し必要な事項..... 19
（１）業務実施状況等の監理委員会への報告及び公表..... 19
（２）JAXA の監督体制 19
（３）民間事業者の責務..... 19

（添付資料）

- 別紙１「評価項目一覧」
- 別紙２「従来の実施状況に関する情報の開示」
- 別紙３「業務カテゴリー別詳細表」
- 別紙４「提出書類」及び「納入品」一覧

広報普及業務支援　民間競争入札実施要項（案）

平成２６年１１月

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」）は公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された広報普及業務支援について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」）を定めるものとする。

なお、広報普及業務支援の実施に当たっては、JAXA 広報戦略を踏まえ、JAXA の事業及び宇宙航空分野全般に亘る広報普及活動を、国内外の幅広い層に対し、効率的、効果的かつ積極的に実施し、総合的かつ一体性をもって戦略的に推進するという目標に十分配慮するものとする。

2. 広報普及業務支援の詳細な内容、及び、その実施にあたり確保されるべき広報普及業務支援の質に関する事項

（１）事業の概要

本事業は、JAXA の事業及び宇宙航空分野全般に亘る広報普及活動を、国内外の幅広い層に対し、効率的、効果的かつ積極的に実施し、総合的かつ一体性をもって戦略的に推進するために必要な支援を行うものである。

（２）民間競争入札の対象となる広報普及業務支援の詳細な内容

①事業期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

②事業内容

ア．事業実施上の留意点

民間競争入札の対象となる広報普及業務支援（以下「本業務」）は、以下イ～キの業務から構成されている。各業務の構成、内容、実施条件等詳細な仕様等に関しては、別に定める「別紙３：業務カテゴリー別詳細表」に示す。民間事業者は本業務の実施にあたり、以下のことに注意すること。

a）本業務の実施にあたり、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等を、落札者決定後業務開始１週間前までに、JAXA に提出し、同意を得ること。

b）本業務の業務ごとの作業方針、スケジュールを落札者決定後業務開始１週間前までに策定し、JAXA に提出し、同意を得ること。

c）事故等（例：第三者に損害が生じた場合、セキュリティ上の問題が生じた場合、不測の事態により本業務の履行に影響を生じた場合を含むがこれに限られない。）が発生した場合は、速やかに JAXA に報告し、指示を求めること。

d）他機関や他団体との連携が必要な場合は、JAXA に報告し、同意を得ること。

イ．本業務の全体運用管理・業務項目間連携による総合コーディネートの実施

a）業務実施に係る全体運用管理・進捗管理

b）業務項目間連携による総合コーディネートの実施

c）業務実施における全体運用指針「総合コーディネートプラン」の制定、運用

d）危機管理対応事案発生時における対応支援

ウ．画像映像等における各種制作・運用の実施

a）JAXA デジタルアーカイブス（以下「JDA」）運用管理

1）JDA システムの管理・運用

2）JDA ウェブサイトの運用

3）画像・映像素材の登録・管理

4）画像・映像素材の提供・利用状況等の実績調査

5）JDA 運用に必要な消耗品等の調達

b）画像・映像素材の貸出提供窓口対応

1）画像・映像素材の貸出・提供窓口

2）問い合わせ・申請内容に対する相談対応

c）広報用業務記録撮影

1）撮影計画の立案

2）撮影の実施

3）撮影後のスクリーニング・画像処理（データ加工・編集・現像等）・後処理

4）撮影機材の保守点検

d)広報普及用映像コンテンツの企画・制作

1)年間活動紹介映像コンテンツの企画・制作

e)プレゼンテーションルーム機材運用及び記者会見等対応

f)各種メディア向け画像映像処理対応

g)JAXA 利用における画像映像処理対応

エ. 公開ウェブサイト等の運用

a)公開ウェブサイト運用管理

1)公開ウェブサイトの全体企画・管理及び調整

2)公開ウェブサイト日常の運用

3)新規ウェブコンテンツ(連載コンテンツ、動画コンテンツ他含む)の企画調整・取材・制作

4)メールマガジンの企画・配信管理

5)英文翻訳

6)総合案内機能（「JAXA コンシェルジュ」）＆ネットワーキング及び双方向機能（「ファン！ファン！JAXA！」）運用管理

7)SNS 運用管理

8)動画配信プラットフォームの運用（YouTube、JAXA Channel 等）

b)外部サーバホスティングサービスの利用及びサーバ保守等

オ. 広報用パンフレット等印刷物の企画制作・運用

a)広報用パンフレット等印刷物の制作計画等の企画立案及び制作

1)印刷物の構成体系及び制作計画に関する企画立案

2)印刷物毎の企画デザイン・原稿等の制作

3)印刷・製本・PDF ファイルの制作

b)年間運用・在庫管理及び JAXA 内外への払い出し対応・管理支援

カ. 各種イベント・展示の実施運用及び模型貸出対応

a)各種イベント・展示の実施運用及び模型貸出対応

1)イベント・展示

2)外部機関・団体への定期的な情報提供

3)各種広報ツール（模型、パネル、写真映像素材等）の保管管理・貸出運用

4)展示模型等各種広報ツール(JDA 管理の映像画像以外）の貸出窓口

キ. 宇宙機等打上げ広報活動

a)宇宙機等打上げ広報活動

1)平成 27 年度宇宙機等打上げ広報活動

2)平成 28 年度宇宙機等打上げ広報活動

3)平成 29 年度宇宙機等打上げ広報活動

ク. 業務引継ぎ方法

JAXA は、現行事業者の協力を得つつ、本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者に業務の引継を行うものとする。

また、本業務の終了に伴い、次期の入札において異なる民間事業者が受託した場合には、民間事業者は JAXA に対して新たな民間事業者が円滑に本業務を遂行するために必要となり得る情報について報告すること。同じく JAXA 側から質問があった場合も対応すること。

（３）確保されるべきサービスの質

民間事業者は、２.（２）に定めた業務ごとの作業方針、スケジュールに沿って本業務を確実に行うこと。

２.（２）.②. エ. の公開ウェブサイト、及び、カ. の各種イベントのうち JAXA が主催する JAXA シンポジウム（詳細は、別紙３を参照）については、ウェブ上で実施するモニター調査やシンポジウム会場で行うアンケートの結果、６割以上から「とても良い」、「良い」等好評価を得ること。

（４）契約の形態及び支払

①契約の形態は、請負契約とする。

②JAXA は、請負契約に基づき民間事業者が実施した本業務について、請負契約の契約期間（平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）中に完了報告を受け、受領検査を実施し、請負契約の目的物を合格と認めた時は民間事業者の所定の請求書を受理した日から 30 日以内に請負契約により約定された契約金額を民間事業者に支払う。

③契約対価の支払方法は、給付の完了時に当該給付に相当する約定金額を一括して支払う納入払いを原則とするが、必要があると認めるとき（契約期間、金額、納入品、その他取引慣行等を勘案）は、支払い条件に関する特約条項により、契約履行期間中に契約金額の全部又は一部を支払うことができる。

3. 実施期間に関する事項

本業務の契約期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

民間事業者は、次の全ての要件を満たすこと。

なお、共同事業体として入札する場合にも、全ての要件を構成員全員が満たしているものとする。

（１）法第 10 条各号（⇒民間事業者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例がないときは、第 11 号を除く。）に該当するものでないこと。

（２）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）

（３）予決令第 71 条の規定に該当しないこと。

（４）等級

文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成 26 年度に「役務の提供等」の A、B、C の等級に格付けされている者であること。ただし、資格の有効期間が平成 27 年 3 月 31 日までの者は、委託契約履行開始時に平成 27 年度以降の同資格を有していること。

（５）指名停止に関する排除事項

文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（６）独立行政法人宇宙航空研究開発機構契約事務実施要領第 11 条第 3 項に定める次の各号の一に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 組合（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する組合）を直接又は間接に構成する組合員及び事業者であって組合が受注を希望する品目に係る事業と同一の事

業を行っている者が前①の規定に該当する場合の当該組合

③ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構契約事務実施要領第 14 条の規定による競争参加資格停止措置を受けた時、又は同要領第 14 条の 2 の規定による取引停止等の措置を受けた時

（７）円滑かつ適切なコミュニケーション

本業務の実施において、JAXA と日本語で円滑かつ適切なコミュニケーションが図れる者であること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

（１）入札に係るスケジュール

① 入札公告：平成 26 年 12 月上旬
② 入札説明会（設備の視察含む）：平成 26 年 12 月中旬
③質問受付期限：平成 27 年 1 月中旬
④提出書類提出期限：平成 27 年 1 月下旬
⑤入札参加者によるプレゼンテーション、提案書の審査：平成 27 年 1 月下旬～2 月上旬
⑥開札（落札予定者決定）：平成 27 年 2 月上旬
⑦落札者の決定：平成 27 年 3 月上旬頃
⑧契約の締結：平成 27 年 3 月上旬頃
⑨業務の引継ぎ：平成 27 年 3 月上旬頃～

（２）入札の実施手続

①提出書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア. 提案書

入札に参加する者が提出する提案書には、以下の各要求項目（詳細は６（１）及び「別紙 評価項目一覧」に示す。）を熟読のうえ、可能な限り詳細な提案を記載すること。

（ア）提案者の実施能力等に関する事項

・実施体制及び実施体制の継続

・経験及び実績
・連絡体制
・情報の守秘に関する体制
・スケジュール

（イ）要求に関する提案事項

・広報普及業務支援の全体運用管理・業務項目連携による総合コーディネートの実施
・画像映像等における各種制作・運用の実施
・公開ウェブサイト等の運用
・広報用パンフレット等の印刷物の企画・制作・運用
・各種イベント・展示の実施運用及び模型貸出対応
・宇宙機等打上げ広報活動

イ．参考見積書

参考見積書は、請負契約締結後に発生する経費のみを計上すること。また、人件費の単価証明書若しくはそれに代わる書類を添付すること。

ウ．入札書

入札金額（契約期間内のすべての業務に対する報酬の総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記載した書類

エ．委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

オ．競争参加資格審査結果通知書の写し

平成 26 年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A、B、C 等級に格付されている者であることを証明する審査結果通知書の写し。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は不要。

カ．紙入札参加承認申請書

電子入札システムにより入札を行うことができない旨の理由を示した書類。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は不要。

キ．共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類。

②入札参加者は、当該実施要項等に疑義がある場合は、JAXA に説明を求めることができる。ただし、入札後当該実施要項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

③入札参加者は、開札日の前日までの間において、JAXA から入札書類に関し説明を求められた場合には、入札者の負担において説明をしなければならない。

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

（１）評価方法

本業務を実施する者（以下「落札者」）の決定は、提案書による評価と本業務に係る入札価格とを総合した評価（総合評価方式）によるものとする。

なお、評価は JAXA 内に設置する技術評価専門部会において行う。

①提案書による評価（技術評価点）

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、本業務の趣旨に沿った実施可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行う。

ア. 必須項目審査（140 点）

必須項目審査については、入札参加者が提案書に記載した内容が「別紙 1」の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点 140 点を付し、ひとつでも満たしていない場合は不合格とする。

イ. 加点項目審査（100 点）

上記、必須項目審査を全て満たした提案については、別紙１の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には入札者の提案を絶対評価することにより加点する。評価は、３段階による連続的な配点とする（例： 0 点、5 点、10 点）。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対し別紙１の審査基準により得点を付与する。（0 点～100 点）

②入札価格点

入札価格に係る評価点については、以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。

（1－入札価格／予定価格）×配点倍率

（２）落札者の決定

ア. 上記（１）ア. の必須項目をすべて満たし、JAXA が設定する予定価格の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札予定者とする。

なお、必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

イ. 落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、JAXA はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認める場合は、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、上記アの合計点の最も高い者を落札予定者とすることがある。

ウ. 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、環境活動への取り組みが、優れた者を落札予定者とする。

なお、環境活動に対する取り組みが高い者とは、次に掲げる①から④までの事項のうち、満たしている項目が一番多い者を落札予定者とする。ただし、３項目以上は同点と見做す。

①環境会計公表
②ISO14001 の報告を含む環境報告書発行
③ISO14001 認証取得又は同等の環境活動プログラム実施
④環境管理部門設置

エ. 前ウ. の場合において、同点であった場合、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない JAXA の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。

オ. JAXA は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

（３）落札者が決定しなかった場合の措置

JAXA は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、或いは必須審査項目を全て満たした入札参加者がなかった場合は、事業範囲の変更を含め入札条件等を見直した後、再度公告を行う。また、JAXA は、本業務を実施する時間が十分に確保できない等、やむを得ない場合には、本業務を自ら実施すること等ができる。この場合において、JAXA はその理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙２のとおり。

8. 民間事業者が JAXA に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

（１）民間事業者が JAXA に報告すべき事項等

①報告等

ア. 本業務に関して、JAXA に寄せられたクレームや問合せについて、JAXA から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

イ. 本業務に関して、民間事業者に寄せられたクレームや問合せについて、民間事業者はその内容及び対処方法を毎月末 JAXA に報告しなければならない。

ウ. 民間事業者は、本業務を実施するにあたり、契約履行期間中の事故の防止等、利用者の安全衛生については十分配慮するとともに、事故等（セキュリティインシデントも含む）が発生した場合、迅速に対応するとともに、速やかに JAXA に報告しなければならない。また、JAXA の求めに応じて、文書を作成し、提出すること。

②指示

JAXA は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

（２）秘密を適正に取り扱うために必要な措置

①個人情報の保護

民間事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の適切な管理をしなければならない。また、民間事業者が本業務に関して知り得た JAXA の保有個人情報についても適切な管理をしなければならない。

その他、個人情報の取扱いに関する定めは、「秘密保全に関する特約（個人情報の取扱いに関する特約）」によるものとする。

②業務上知り得た秘密

民間事業者で、その役職員その他本業務に従事する者又は従事していた者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法律第 54 条により罰則の適用がある。

（３）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①本業務の開始及び中止

ア. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に本業務を開始しなければならない。

イ. 民間事業者は、やむを得ない理由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ JAXA に承認を得なければならない。

②公正な取扱い

ア. 民間事業者は、サービスの提供について、利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ. 民間事業者は、本業務における利用者の取扱いについて、本件施設以外の場で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

③金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等の受理を行ってはならない。

④宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、JAXA の名称並びにシンボルマークを本業務以外の民間事業者自らが行う事業の宣伝に無断で使用すること及び自らが行う業務が本業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

⑤JAXA との契約によらない自らの事業

民間事業者は、本業務において、自らが行う宣伝行為等の事業又は JAXA 以外の者との契約（JAXA との契約に基づく事業を除く。）に基づく事業を実施する場合は、JAXA へ報告の上承認を得なければならない。

⑥記録及び帳簿

民間事業者は、本業務の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、本業務を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管しなければならない。

⑦権利の譲渡等

ア. 民間事業者は、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

イ. 民間事業者は、本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑧再委託の禁止等

ア. 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して第三者に委託し又は請負わせてはならない。

イ. 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、あらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、その他管理運営方法について記載しなければならない。

ウ. 民間事業者は、本業務契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で JAXA の承認を得なければならない。

エ. 民間事業者は、上記イ. 又はウ. により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ. 再委託先は、上記 8.(2) の①から④及び(3) の②から⑧までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑨契約内容の変更

JAXA 及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。(JAXA 側の事由による変更としては、打ち上げスケジュールに伴う打ち上げの増減や、当初想定していなかったイベントの追加等を想定。)

⑩契約の解除

JAXA は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、民間事業者は、当該契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を JAXA に納付するとともに、JAXA との協議に基づき、当該契約解除に係る事務処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

ただし、前記違約金の定めは違約金額を超過する損害額についての損害賠償及び JAXA による違約金額の減免を妨げるものではない。

ア. 偽りその他の不正の行為により落札者となったとき。

イ. 文部科学省競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ. 契約に沿った本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ. ウ. に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ. 法令又は契約に基づく指示（「8. 民間事業者が JAXA に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他本業務の適正かつ確実な実施のために民間事業者が講ずべき事項」に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。

キ. 民間事業者又はその役職員その他本業務に従事する者が、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

ク. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

ケ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

⑪損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により JAXA に損害を与えたときは、JAXA に対し、その損害について賠償する責任を負う。

⑫不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず民間事業者の責に帰することができない事由により本業務の全部又は一部の実施が遅滞又は不能となった場合には責任を負わない。

⑬契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と JAXA が協議する。

9. 本業務を実施するにあたり第三者に損害を加えた場合における損害賠償

（１）JAXA による求償

JAXA が国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、JAXA は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について JAXA の責に帰すべき理由が存する場合は、JAXA が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

（２）民間事業者による求償

民間事業者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について JAXA の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は JAXA に対し、求償することができる。

10. 業務の評価に関する事項

（１）事業の実施状況に関する調査の時期

JAXA は内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 29 年 5 月を予定）を踏まえ、本業務の実施状況については平成 29 年 3 月末時点における状況を調査するものとする。

（２）調査の実施方法

民間事業者は対象事業の状況について取りまとめ、JAXA あてに報告するものとする。

なお、対象事業の状況の取りまとめのうち、必要な項目は（３）の項目である。

（３）調査項目

本業務に係る２.（３）の項目について把握する。

（４）評価聴取等

①上記調査を行うにあたり、本業務を実施する民間事業者は、本業務の実際の運営に要した経費を記録、集計する。

②上記（３）の調査項目について、本業務を実施する民間事業者とこれまで実施してきた民間事業者との比較を行うこととし、評価方法については、外部有識者の意見を聴くものとする。

（５）実施状況等の提出

JAXA は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、（１）の評価を行うために、平成 29 年 4 月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

11. その他本業務の実施に際し必要な事項

（１）業務実施状況等の監理委員会への報告及び公表

①業務実施状況等の監理委員会への報告

JAXA は、本業務の実施状況について、８．（１）①の報告等を踏まえつつ、１０．に掲げる調査を行った後、速やかに監理委員会へ報告する。

②立入検査、指示等の報告

JAXA は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に通知するものとする。

（２）JAXA の監督体制

①本契約に係る監督は、JAXA 広報部自ら、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

②本業務の実施状況に係る監督及び検査は、JAXA 広報部が行う。

（３）民間事業者の責務

①委託事業に従事する者は刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は JAXA を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

③民間事業者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。

なお、法第 56 条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

④民間事業者は、本業務実施に当たっては、適用される法令、実施要項及び契約の規定にしたがって適切に行うこと。

⑤以下の文書は、本実施要項で規定する範囲を遂行するにあたって、遵守すべき基本的事項である。本業務実施に当たっては、原則として契約時の最新版を適用する。契約後、当該文書が改定された場合には、その適用について協議するものとする。
なお、以下の文書は広く一般に公開する文書ではないため、入札準備にあたり必要な民間事業者には秘密保持契約締結後に配布するものとする。

ア.検査実施要領　（安全・信頼性管理部長・契約部長通達第 16-1 号）
イ.資産取扱要領　（財務部長通達第 15-1 号）
ウ.環境への負荷の少ない物品調達に関する選定要領
（経営企画部長・契約部長・安全・信頼性管理部長通達 16-1 号）
エ.CRM-103005　承認図等（コンフィギュレーション識別文書等）の承認手続
オ.PCX-03002　成果を報告する文書等の取扱いについて
カ.KEX-00048　種子島宇宙センターにおける携帯電話、ＰＨＳ及びデジタルカメラの使用について
ク.KEX-03118　種子島宇宙センターにおける工事等の実施に伴う安全確保及び各種申請手続き等について
ケ.個人情報の開示等に関する規定（規程第 17-8 号）
コ.JAXA 広報戦略（技術文書番号 AJX-13015）